社会福祉法人さざなみ学園

役員及び評議員等報酬等規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人さざなみ学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第３条　理事長・理事及び監事が理事会・評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

３　会議に出席するための交通費等の費用弁償は、利用する交通手段の種類にかかわらず、支給しない。

（役員及び評議員の業務報酬等）

第４条　理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

２　常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

３　理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または、評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

４　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

５　法人の施設内での会議及び業務執行に係る交通費等の費用弁償は、利用する交通手段の種類にかかわらず、支給しない。

（苦情対応第三者委員の業務報酬等）

第５条　苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表２により、報酬を支払うことができる。

２　費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず、支給しない。

（出張旅費）

第６条　役員及び評議員が、法人業務のため、または、苦情対応第三者委員が、苦情対応の業務のために出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支給する事ができる。

2　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
3　旅費は実情を考慮し、増額することができる。
4　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算する事ができる。

（適用を除外する役員等）

第 7 条　次の役員及び評議員は、この規程を適用しない。
（1）当法人の職員である者
（2）公務員である者

（改正）

第 8 条　この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 29 年　4 月　1 日より施行する。

別表 1　　（第 3 条関係）

名　　称	報　　酬
理事会出席報酬	日額　　5，000 円
評議員会出席報酬	日額　　5，000 円

別表 2　　（第 4 条・第 5 条関係）

名　　称	報　　酬
理事長	日額　10，000 円
理事及び評議員	日額　　8，000 円
監事	日額　10，000 円
苦情対応第三者委員	日額　　8，000 円

別表 3　　（第 6 条関係）

旅　費	宿泊費	報　酬	その他
実　費	実　費	日額 8，000 円	実　費